

○山岳遭難防止対策及び救助活動要領の制定について

令和5年3月23日
道本地第8247号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察山岳遭難救助隊規程（昭和48年北海道警察本部訓令第22号）の改正に伴い、別添のとおり「山岳遭難防止対策及び救助活動要領」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

山岳遭難防止対策及び救助活動要領

第1 目的

この要領は、山岳遭難の防止対策及び遭難発生時における遭難者の捜索救助活動を的確に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象

1 用語の定義

(1) 登山者等

ア 登山目的の入山者

イ 山菜採り目的の入山者

ウ スキー場コース区域外の雪山を滑降する目的のスキーヤー、スノーボーダー等

(2) 山岳遭難

ア 山岳において

○ 登山者等が自力で下山できず、第三者に救助要請した場合

○ 登山者等が心肺停止の状態で見つされた場合

○ 登山者等に疾病等が発生し、安全に下山することができない場合

イ 上記以外において、家族や同僚、友人等から登山者等の捜索救助要請がある場合

ウ 登山者等本人に遭難したとの認識がある場合において、当該登山者等が未だ安全な場所まで移動していない状況にある場合

2 対象

この要領の対象は、山岳遭難により、捜索救助活動が必要となる事案をいう。

第3 山岳遭難防止対策

1 実態把握

警察署長（以下「署長」という。）は、次の事項について平素から警察本部地域企画課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部地域課）や管理者等と連携し、管内の山岳の実態把握に努めること。

(1) 登山者の入山状況

(2) 登山道、危険箇所、避難小屋等の実態

(3) 案内標識、危険箇所標識、登山ポスト等（以下「遭難防止設備等」という。）の設置状況

(4) 山岳遭難の発生状況（発生件数、遭難の原因等）

(5) その他山岳遭難防止に関すること

2 広報啓発活動及び登山者に対する注意喚起

(1) 広報啓発活動の実施

山岳遭難の発生実態、危険箇所、登山道等の情報（以下「山岳関連情報」という。）を収集し、次の方法により積極的に提供するなど、山岳遭難防止のための広報啓発を実施すること。

なお、広報啓発の実施については、管轄の如何を問わず、管内居住者に対しても実施すること。

ア テレビ、ラジオ、新聞等報道機関への情報提供

イ ホームページやSNSを活用した情報発信

ウ 防災無線、市町村広報紙等行政機関を活用した広報活動

エ 山岳関連情報を掲載した交番・駐在所ミニ広報紙の配布

オ 山岳ガイド協会、旅行業者、登山用品販売店等を通じた広報等活動

カ 地域コミュニティや各種部外会合時等を活用した安全登山講話の実施

キ その他山岳遭難防止に効果があると認められる広報啓発活動

(2) 登山者に対する注意喚起

山岳を管轄する警察署にあっては、管内の実情に応じ、登山口、登山道等のほか、登山者が利用する山小屋や宿泊施設等のパトロールを実施し、登山者に対して次の安全登山に関する注意喚起を行うように努めること。

ア 携帯電話等の通信手段の確保

イ 気象情報、危険箇所等の教示

ウ 季節や天候、目的に応じた服装や装備品等の携行

エ その他遭難防止に関すること

3 登山計画書の提出勧奨

登山計画書は、安全な登山のための必要な準備を漏れなく計画するために作成する任意書面である。

万が一の遭難時には、迅速な救助活動に極めて有効な情報であることから、あらゆる機会を捉えて提出を促すこと。

4 関係機関との連携

第3の1から3の事項に関して自治体、消防、山岳遭難防止対策協議会、山岳関係団体等（以下「関係機関」という。）と連携して行うとともに、登山道や遭難防止施設の不備又は未設置、危険箇所等がある場合には、積極的に整備や改善を働きかけること。

第4 山岳遭難救助活動

1 認知時の措置

(1) 報告と情報共有

山岳遭難を認知したときは、警察本部通信指令課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部通信指令室経由）に直ちに報告することとし、警察本部通信指令課は、警察本部地域企画課（札幌方面以外の方面の通信指令室にあっては、当該方面本部地域課）と速やかに情報共有するものとする。

(2) 情報収集

通報者、遭難者の家族、所属する山岳会等から登山行程、パーティーの人数、携行品、連絡手段、登山計画書の作成の有無等、救助活動に必要な情報の収集を行うこと。

2 搜索救助活動

(1) 山菜採り遭難者の搜索救助活動

山菜採り遭難を認知した場合、原則、管轄する警察署において搜索救助体制を確保の上、自治体、消防等と連携した搜索救助活動を実施すること。

(2) 搜索救助活動における各種事故防止

搜索救助活動にあたっては、遭難現場の状況等を勘案し、搜索に当たる人数、携行資器材のほか、搜索、救助方法等について綿密な計画を策定し、各種事故の防止に万全を期すること。

(3) 山岳遭難救助隊の出動要請

山岳遭難現場の状況、気象、遭難者の状態等から判断し、搜索救助活動に高度な技術を要すると認めた場合は、北海道警察山岳遭難救助隊規程（昭和48年警察本部訓令第22号）に基づき北海道警察山岳遭難救助隊（以下「山岳救助隊」という。）の出動を要請すること。

(4) 山岳遭難発生時の指揮

山岳遭難現場を管轄する警察署長は、管轄責任において、派遣を受けた山岳救助隊の支援、関係機関との調整、遭難者の家族対応、搜索中止の判断等の指揮を執ること。この場合において、必要に応じて警察本部地域企画課又は方面本部地域課と連携を図ること。

(5) 合同本部の設置

山岳遭難が発生し、関係機関の協力が必要とされる場合には、合同本部を設置し、搜索体制、搜索範囲、搜索方法、連絡手段等を協議して効率的な搜索救助活動が行われるように調整を図ること。

(6) 山岳遭難防止対策協議会等の出動要請

遭難者の家族等から山岳遭難防止対策協議会等の出動依頼があった場合は、搜索費用の負担、その他出動に関する事項の説明を行い、予め家族等の同意を得た上で関係自治体との調整を図ること。

(7) 遭難者の家族への対応

遭難者の家族等が遭難現場等に赴いた場合は、警察署長の命を受けた幹部が、搜索状況等の説明を行うとともに、家族等の心情に配慮した対応に努めること。

(8) 搜索の中止

搜索の長期化や悪天候等により搜索を中止する場合は、遭難者家族等の意見を十分に考慮した上で、関係機関と協議を行い決定すること。

3 航空隊との連携

署長は、北海道警察航空隊によるヘリコプターでの搜索、救助を要請する場合は、遭難者、遭難場所等の詳細な情報を提供するとともに、地上で搜索する部隊との連携を図り、効果的な搜索救助活動を行うこと。

4 複数警察署の管轄にまたがる山岳遭難

山岳遭難の初動対応は、原則、遭難者の入山した地点を管轄する警察署が行うこととし、遭難場所が他署の管内であることが明らかになった時点で隣接する警察署に引き継ぐものとする。

登山行程が複数の警察署の管轄にまたがる場合や遭難した場所の特定が困難な場合は、警察本部、方面本部及び関係する警察署が協議して決定する。

第5 報告

署長は、山岳遭難の発生を認知したときは、事案概要と活動状況について、山の遭難発生報告（別記様式）により、地域部長（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部地域課経由）に報告すること。

※ 別記様式は省略